

## 公益社団法人吹田市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この安全基準は、公益社団法人吹田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全就業について必要事項を定める。

(遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に務めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたり、次の安全心得を守らなければならない。

- (1) 就業は安全第一を心がけ、急いだり、慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は就業にあつた動きやすいものにすること。
- (4) 就業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 高年齢に伴う諸機能の低下を十分に認識し無理をしないこと。
- (6) 就業場所は、常に整理整頓を心がげること。
- (7) 共同就業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 就業先との往復時や就業中は、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には常日頃より注意し、仕事の前日は、十分睡眠をとるよう心がけること。
- (10) 危険な行動は就業会員相互で注意し、改善すること。

(就業別の安全指示)

第4条 会員は、植木剪定、刈払機での除草、清掃等、危険を伴う就業の場合はそれぞれセンターの指示事項を守り、安全就業に務めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所での就業時には、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じて命綱を使用しなければならない。

2 会員は前項のほか安全面で保護する必要がある場合は、保護具を着用して就業しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、就業先との往復時や就業中、自動車やバイク、自転車を使用するときは、交通ルールをよく守り、慎重に運転しなければならない。

2 路上での就業時は、交通事故に十分注意しなければならない。

(就業環境の確認)

第7条 会員は、就業場所の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる就業を行うときは、就業中であると一目でわかる標識を設置し、事故の未然防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検及び就業中に不良個所あるいは異常を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に務め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、就業先との往復時や就業中に怪我をしたとき、又は身体に異常を感じたときは直ちに共同作業中の者、若しくは本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるとともに、傷害事故報告書(様式第1号)にて速やかにセンターへ報告しなければならない。

2 会員は、就業中に発注者または第三者の身体、若しくは財物に損害を与える事故を起こしたときは、相手に誠意をもって対処するとともに、賠償事故報告書(様式第2号)にて速やかにセンターへ報告し、その指示に従わなければならない。

(事故発生後の処理)

第12条 傷害事故が発生したときは、会員は治療に専念するものとする。

2 傷害事故ならびに賠償事故が発生したときは、センターは会員に対し就業を制限することができる。

その期間は理事長が個別に定めるものとする。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合は、それに従い作業に就業しなければならない。

附則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

# 傷害事故報告書

様式第1号

(公社)吹田市シルバー人材センター御中

令和 年 月 日

会員番号		氏名				
生年月日	昭和 年 月 日	年齢	才	男	・	女
住所						電話番号

## ・事故発生状況について

発生日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃
就業内容	
発生場所	
発生状況	(誰が・どこで・何を・どのようにして起きたのですか) _____ _____ _____
※交通事故の場合は、別紙事故詳細図も記入してください	

## ・傷害の程度等について

傷害部位	頭部・顔面部・頸部・胸/腹・上肢・下肢・手・足・指 臓器 ( ) ・背・腰・その他 ( )
傷害態様	骨折・脱臼・打撲・捻挫・切り傷・鞭打ち・内出血・腰痛
病院名及び担当医	電話番号

## ・今後の対策について

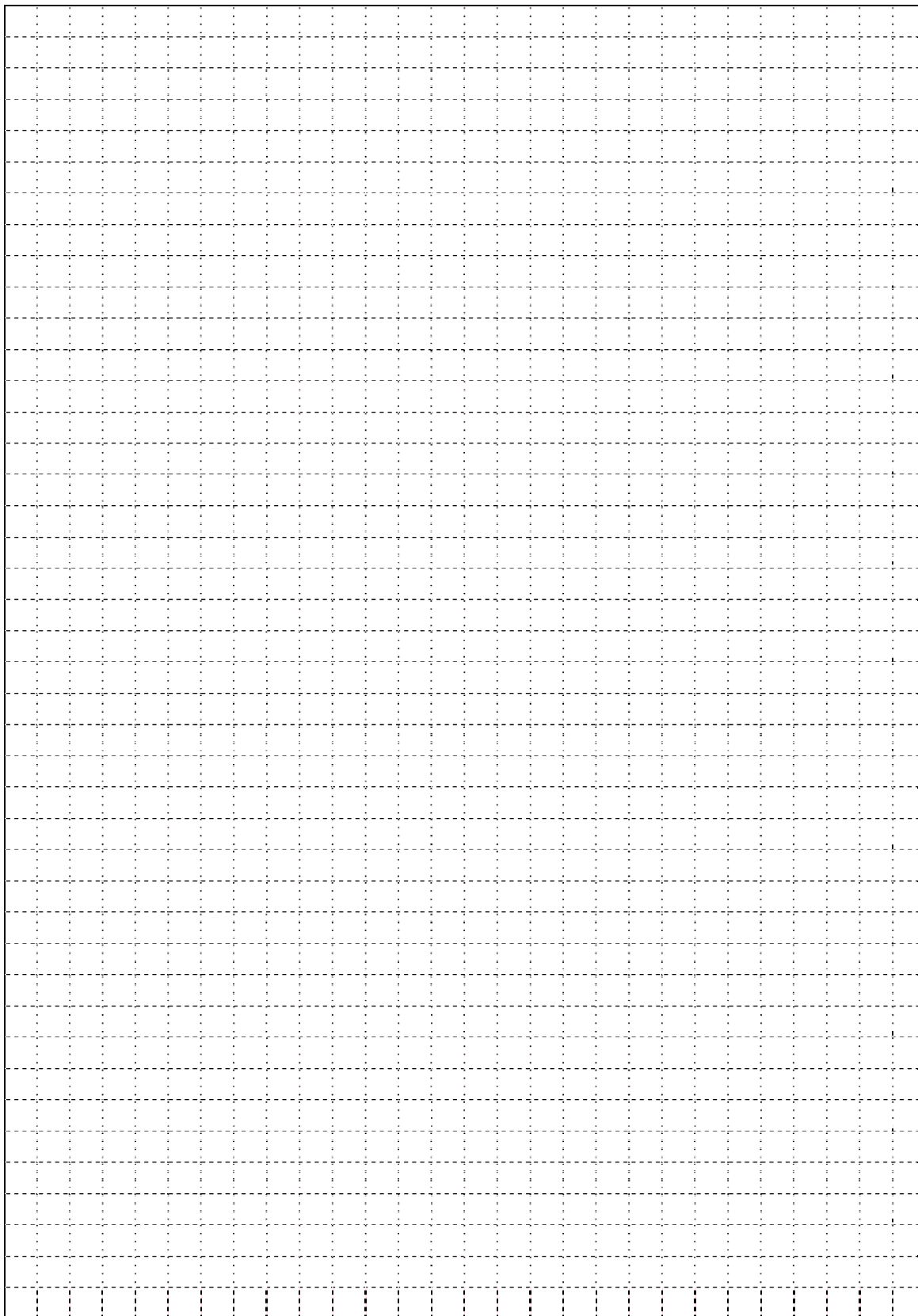
事故防止対策	(事故の再発を防止するため、どのようなことに気をつけるべきだと思いますか?) _____ _____ _____
--------	---

## ・顛末

この度、私が起こした事故につきまして、本報告書の記載内容に相違ございません。  
 今後はこのような事故を再び起こすことのないよう、安全就業基準等を遵守し細心の注意を払って就業いたします。  
 なお、今回の事故に係る対応や今後の就業に関しては、センターの指示に従います。

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

事故状況詳細図



# 賠償事故報告書

様式第2号

(公社)吹田市シルバー人材センター御中

令和 年 月 日

会員番号		氏名				
生年月日	昭和 年 月 日	年齢	才	男	・	女
住所					電話番号	

## ・事故発生状況について

発生日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃
就業内容	
発生場所	
発生状況	(誰が・どこで・何を・どのようにして起きたのですか) _____ _____ _____

## ・事故の相手方について

被害者	氏名	電話番号
	住所	
被害状況 破損物	対人	対物

## ・今後の対策について

事故防止対策	(事故の再発を防止するため、どのようなことに気をつけるべきだと思いますか?) _____ _____ _____
--------	---

## ・顛末

この度、私が起こした事故につきまして、本報告書の記載内容に相違ございません。  
 今後はこのような事故を再び起こすことのないよう、安全就業基準等を遵守し細心の注意を払って就業いたします。  
 なお、今回の事故に係る対応や今後の就業に関しては、センターの指示に従います。

氏名 \_\_\_\_\_ 印